



三重県では、
平成26年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入し、
「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」
に取り組んでいます。

第6回みえの森フォトコンテスト中学生以上の部 優秀作品「山と海に囲まれた町」

みえ森と緑の県民税のしくみ

	個人	法人
納める方	1月1日現在で三重県内に住所がある個人、 家屋敷などを有する個人 (個人の県民税均等割の納税義務者)	三重県内に事務所などを有する法人など (法人の県民税均等割の納税義務者)
納める額	年額 1,000円	年額2,000円～80,000円 (県民税均等割額の10%相当額)
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、事業成果などについて評価検証を行うとともに、結果は県民のみな様に公表します。	

みえ森と緑の県民税の問い合わせ先

税の使いみちに関すること	税のしくみに関すること
農林水産部みどり共生推進課 ☎059-224-2513 e-mail: midori@pref.mie.lg.jp	総務部税収確保課 ☎059-224-2128 e-mail: zeimu@pref.mie.lg.jp

「みえ森と緑の県民税」を活用して、
2つの基本方針に沿って5つの対策を行っています。

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

対策区分2：暮らしに身近な森林づくり

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分3：森を育む人づくり

対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり

対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり